⑵4　本工事は、資料検査時に必要な書類を限定する試行工事である。

⑵5　本工事は、契約後、現地状況や労働者・資機材の厳しい確保状況等を踏まえ、受発注者間の協議により、見積を活用した積算により直接工事費及び間接工事費を設計変更の対象とできる試行工事である。

⑵6　本工事は、発注者が競争参加資格確認申請書を提出した者から、本工事の積算に必要な工事費の一部について見積書を求める工事である。なお、見積書の提出は、競争参加資格確認申請書提出後に、発注者より別途通知する依頼書により行う。

⑵7　快適トイレの設置　本工事は、施工現場付近に特記仕様書に記載の仕様を満たす快適トイレを設置することを原則とする。

⑵8　本工事は、熱中症対策に資する現場管理費の補正を行うことができる試行工事である。

⑵9　本工事は、工期設定の根拠とした工事工程表を開示することにより、適切な工期設定の取組を行う「工事工程表の開示試行工事」である。

⑶0　本工事は、当該工事において他の模範となるような働き方改革に関する取組みとして、若手（35歳以下）や女性技術者の登用など、担い手の確保に向けた取組みが図られている場合に、工事成績で加点評価する工事である。

⑶1　本工事は、建設現場の週休２日の実現のため、受注者が工事着手前に発注者に対して週休２日に取り組む旨を協議したうえで取り組む試行工事である。工事着手日から工事完成日までの期間において、４週６休以上を確保することとし、４週８休以上は、現場閉所28.5％（８日／28日）以上の場合、４週７休以上４週８休未満は、現場閉所が25％（７日／28日）以上28.5％未満の場合、４週６休以上４週７休未満は、現場閉所率が21.4％（６日／28日）以上25％未満の場合とする。

⑶2　労務費、機械経費（賃料）、共通仮設費率、現場管理費率に４週８休以上の現場閉所を達成した場合の補正係数を乗じた費用を計上している。ただし、現場閉所の達成状況を確認後、４週８休に満たないものは、現場閉所の達成状況に応じて各経費の補正係数を変更し、工事請負契約書第25条の規定に基づき請負代金額を変更する。また、４週６休に満たないもの及び工事着手前に週休２日に取り組むことについて協議が整わなかったものについては、補正係数を除した変更を行うものとする。

補正係数については、下記のとおりとする。

【４週８休以上：補正係数】
労務費　1.05
機械経費（賃料）　1.04
共通仮設費率　1.04
現場管理費率　1.06

【４週７休以上　４週８休未満：補正係数】
労務費　1.03
機械経費（賃料）　1.03
共通仮設費率　1.03
現場管理費率　1.04

【４週６休以上　４週７休未満：補正係数】
労務費　1.01
機械経費（賃料）　1.01
共通仮設費率　1.02
現場管理費率　1.03

⑶3　本工事は、建設現場の遠隔臨場について、受注者が試行可能な場合に実施する試行工事である。試行内容の詳細は、特記仕様書によることとする。

2　競争参加資格

⑴　予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）（以下「予決令」という。）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。

⑵　九州地方整備局（港湾空港関係を除く）における令和３・４年度一般土木工事に係る一般競争（指名競争）参加資格の申請を行っていること。

九州地方整備局（港湾空港関係を除く）における令和３・４年度一般土木工事に係る一般競争（指名競争）参加資格の認定を令和３年４月１日時点において受けていること。なお、認定されていない者のした入札は、競争に参加する資格を有しない者のした入札として、当該入札を無効とする。

⑶　会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（上記⑵の再認定を受けた者を除く。）でないこと。

⑷　九州地方整備局における一般土木工事に係る一般競争参加資格の認定の際に、客観的事項（共通事項）について算定した点数（経営事項評価点数）が1,200点以上であること（上記⑵の再認定を受けた者にあっては、当該再認定の際に、経営事項評価点数が1,200点以上であること。）。

⑸　平成17年度以降に完成した、元請けとして次に掲げるア）の要件を満たす同種工事の施工実績を有すること。（受注形態を明らかにするものとし、甲型共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20％以上の場合のものに限る。乙型共同企業体の施工経験については、出資比率に関わらず各構成員が施工を行った分担工事の経験であること。）（新型コロナウイルス感染症の拡大防止に向けた一時中止措置等を行ったものに限り、申請時点で完成していない工事も実績として申請できるものとする。）

ア）鋼管杭又は鋼管矢板の施工実績（仮設を含む）を有すること。

但し、共同企業体にあっては、構成員のいずれ１社が上記同種工事の実績を有すること。

なお、当該実績が地方整備局が発注した工事に係る実績である場合にあっては、工事成績評定通知書の評定点が65点未満のもの又は工事成績評定の通知を受けていないものを除く。

⑹　次に掲げる基準を満たす主任技術者又は監理技術者を当該工事に配置できること。

なお、建設業法（昭和24年法律第100号）第26条第３項及び建設業法施行令（昭和31年政令第273号）第27条第１項に該当する場合は、当該技術者は専任でなければならない。

なお、本入札説明書に示す（別記様式３）で申請できる配置予定技術者は２名までとする。（本入札説明書３工事概要で記載した複数の工事に参加を希望する場合でも同一の配置予定技術者２名までとする。また、３名以上申請した場合は、欠格とする。）

①　１級土木施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。

なお、「これと同等以上の資格を有する者」とは、次のものをいう。

・１級建設機械施工技士の資格を有する者
・技術士（建設部門、農業部門（選択科目を「農業土木」とするものに限る。）、林業部門（選択科目を「森林土木」とするものに限る。）又は総合技術監理部門（選択科目を「建設」、「農業―農業土木」又は「林業―森林土木」とするものに限る。））の資格を有する者
・これらと同等以上の資格を有するものと国土交通大臣が認定した者

②　平成17年度以降に完成した、元請けの技術者として、上記⑸に掲げる同種工事の経験を有する者であること。（受注形態を明らかにするものとし、甲型共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20％以上の場合のものに限る。乙型共同企業体の施工経験については、出資比率に関わらず各構成員が施工を行った分担工事の経験であること。）（新型コロナウイルス感染症の拡大防止に向けた一時中止措置等を行ったものに限り、申請時点で完成していない工事も実績として申請できるものとする。）但し、一人の主任（監理）技術者が同種工事の全ての要件を満たさなければならない。

また、共同企業体にあっては、構成員のいずれか１人の主任（監理）技術者が同種工事の経験を有していればよい。

なお、当該実績が地方整備局が発注した工事に係る実績である場合にあっては、工事成績評定通知書の評定点が65点未満のもの又は工事成績評定の通知を受けていないものを除く。（工事成績評定通知書の再発行等については、５年以内のものは該当工事発注事務所にて、それ以前のものは企画部技術管理課に申請すれば再発行が可能です。）

さらに、当該実績が、工期１年未満の工事にあっては工期の半分未満の従事期間、工期１年以上の工期の工事にあっては６ヶ月未満の従事期間である場合は実績として認めない。